防人１第４７５９号
１８．５．１７
防人計第３５４号
１９．１．　９
防官文第３８１号
２０．　１．１６
防人計第８８９４号
２１．７．２４
防官文第１８号
２７．１０．１
防人計（事）第111号
２８．３．２９

官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官
殿

事務次官

国際平和協力業務等に従事した隊員の特別休暇に関する運用について（通達）

標記について、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６５号。以下「自衛官勤務時間訓令」という。）第１４条第１１項第４号及び同項第５号又は自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第４３号。以下「事務官等勤務時間訓令」という。）第６条第１１項第２号の規定に基づく特別休暇及び防衛省職員給与施行細則（昭和３０年庁訓第５２号）第２条ただし書の規定に基づく俸給の支給については、下記のとおり運用することとされたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

１　特別休暇の対象となる場合
（１）自衛官勤務時間訓令第１４条第１１項第４号の防衛大臣が特に必要と認めるとき　自衛官が引き続き３０日を超えて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成４年法律第７９号）第３条第５号に掲げる業務又は同法第２７条第１項の規定による業務に従事した場合
（２）自衛官勤務時間訓令第１４条第１１項第５号のその他防衛大臣が必要と認める

場合　自衛官が海外の地域において引き続き３０日を超えて次のいずれかの業務に従事した場合

ア　自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号。以下「法」という。）第８２条又は第８２条の２に規定する行動

イ　法第８４条の５第２項第３号に規定する活動

（３）事務官等勤務時間訓令第６条第１１項第２号のその他防衛大臣が必要と認める場合　自衛官以外の隊員が海外の地域において引き続き３０日を超えて前２号に定めるいずれかの業務に従事した場合

２　特別休暇の期間

１０日を超えない範囲内において、業務に従事した日数（自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）第４３条から第４９条の２までに規定される休養日、休日、代休日及び休暇により勤務しなかった日を除く。）１５日につき１日の割合の日とする。

３　所属長による周知

この通達に基づく隊員の特別休暇の日数については、所属長が当該隊員ごとに周知するものとする。

４　特別休暇における俸給の支給

隊員が第１項及び第２項の規定に基づき特別休暇を取得した場合は、防衛省職員給与施行細則第２条ただし書に基づき、その都度特に俸給を支給することとする。

５　報告

大臣官房長、各局長（人事教育局長を除く。）、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官（次項において「官房長等」という。）は、毎年５月末日までに、前年度におけるこの通達による特別休暇の承認状況（別紙様式）を人事教育局長に報告するものとする。

６　その他

官房長等はこの通達の実施に関し、必要な事項を定めることができる。

別紙様式

派遣部隊名

階級・ 官級	氏名	現地 到着日	現地 出発日	現地滞 在日数	代休・ 休暇	休養日・ 休日	休暇等 合計	勤務 日数	特別休 暇日数